

小平市立小平第四中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年5月策定

令和7年2月改訂

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。いじめはどの学校、どの学級、どの生徒にも起こり得るという認識の下、教職員が組織的に対応するとともに、保護者、地域住民、関係機関との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙して解決する。

とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、①未然防止・②早期発見・③早期対応を基本として、いじめを認識しながら放置することのないよう、家庭、地域、関係機関と連携して対処する。また、いじめが起きてしまった場合には、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを最優先に考え、いじめを直ちにやめさせるとともに、いじめの再発やいじめの連鎖を防止する。

- (1) ちょっとした悪ふざけ、からかい、冷やかし、無視等、軽微ないじめも見逃さない。
- (2) 学校一丸となって取り組む。
- (3) 相談しやすい環境をつくり、いじめから生徒を守り通す。
- (4) 生徒たち自身がいじめについて考え、正しい判断と勇気をもって主体的に行動できるようにする。
- (5) 保護者の理解と協力を得るとともに、地域や関係機関と連携していじめに対峙し、解決を図る。

2 いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条>

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 重大事態の定義 <いじめ防止対策推進法第28条>

「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、及び「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態である。

4 学校いじめ対策委員会の設置 <いじめ防止対策推進法第22条>

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために「小平第四中学校いじめ対策委員会」を設置する。委員会の構成は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、各学年主任、特別支援教室主任、養護教諭、(事務主任)、SC、SSWとし、運営委員会参加者にSCとSSWを加えて構成する。隔週で開催する運営委員会に併せて行う。SC及びSSWとは勤務日に報告・連絡・相談を行う。

ただし、いじめを認知、または、いじめの相談や通報があった場合は緊急開催する。

5 いじめ防止の具体的な取組

(1) 未然防止

- ①分かりやすい授業、話し合い学び合う授業の実践を通して、生徒同士が互いの良さを認め合えるようにする。また、教職員が率先して生徒の良さを発見し、伝えることにより、認め合う態度を育む。
- ②道徳教育及び体験活動等の充実を図ることにより、豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を醸成する。障害、国籍、被災、性的指向等の人権上の配慮が必要な生徒への対応と理解を推進する。
- ③学級内の居場所や生徒一人一人が活躍できる場、生徒同士の心が通いあう機会や絆を感じる機会をつくることにより、自己肯定感や自尊感情、自己有用感を高める。
- ④特別活動の充実やボランティア活動への参加を推進することにより、よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む。
- ⑤日常から生徒とのコミュニケーションを十分に図るとともに、生徒の話を受容的・共感的に聴く姿勢を大切にすることにより、生徒と教職員の信頼関係及び教育相談体制を構築する。

- ⑥いじめに関する研修（年間3回以上）を通じて、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図るとともに、PDCAサイクルにより評価し、必要に応じて改訂を行う。また、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、定期的を開催する。
- ⑦いじめに関する授業（年間3回以上）を通じて、人権意識や道徳心を高めるとともに、いじめにつながる言動やいじめに遭遇したときの行動について具体的に考え、意見を交流させ、正しく理解させる。必要に応じて弁護士等の外部講師も活用する。また、保健体育の授業や学級活動を通じて、ストレスや困難に対処する方法、悩みや不安を伝える方法とその対応について理解させる。
- ⑧いじめ防止のポスターや標語、生徒会いじめ防止宣言、パネルディスカッション等、生徒が主体となったいじめ防止に向けた啓発活動を推進するとともに、推進を担えるリーダーを育成する。
- ⑨SNSを利用する中でいじめが行われないよう、「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」づくりに取り組むとともに、「家庭ルール」づくりについて保護者に啓発を行う。
- ⑩年度当初に全ての児童・生徒、保護者、地域へ学校いじめ防止基本方針について説明するとともに、同基本方針を学校ホームページに掲載し、周知する。

（2）早期発見

- ①「いじめ」の定義を共通理解した上で、学級担任、教科担任、部活動顧問等による日常的な生徒への声かけと観察、定期的な個人面談を行うとともに、全教職員（輪番制等）による挨拶活動、校内巡回等による計画的な観察を行う。
- ②いじめはもちろんのこと、いじめの疑いがある状況、生徒の様子で気になることを見聞きしたら、その日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告するとともに、必ず情報を共有する。
- ③長期休業明けは生徒が不安や悩みを抱えやすい時期であるため、学期初めに「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、重点的に生徒の状況を観察する。
- ④定期的に全校で三者面談（7月・12月）を実施するとともに、必用に応じて個人面談、家庭訪問、保護者相談を実施し、生徒の状況を把握する。
- ⑤ふれあい月間（6月・11月・2月）等において、「いじめアンケート」を年間3回以上実施し、生徒の状況を把握する。
- ⑥SC、養護教諭、担任等を中心とした教育相談体制を構築して生徒及び保護者に周知するとともに、研修等を通じて全教職員が相談に応じられるスキルを身に付ける。
- ⑦1年生を対象にSCによる全員面接（5月）を実施し、いじめを含む悩みや不安を相談しやすい環境をつくる。また、SCやSSW等による保護者相談を適宜実施する。
- ⑧「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を各学期に配布することにより、学校以外の相談窓口が複数あることを伝える。
- ⑨PTAや学校経営協力者会議委員、地域住民からの情報提供や通報、警察や児童相談所、子ども家庭支援センター、小学校等の関係機関からの情報提供を依頼し、緊密な連携・協力体制を構築する。

（3）早期対応

- ①「いじめ」または「いじめの疑いがある」状況を発見し、緊急性があると判断した場合は、いじめを受けている生徒の生命及び心身を保護することを最優先に考え、適切な処置をする。
- ②「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知した場合は、委員会で対応方針について協議し、校長が決定する。委員会は、対応方針の検討から、対応の経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言、対応記録のファイリング、いじめ解消の確認までを行う。
- ③被害生徒が感じる心身の苦痛の程度（けがの状況、登校や教室への入室渋り等）に応じて対応を検討する。
- ④加害生徒の行為の重大性の程度（好意での言動、意図せず、衝動的で暴力を伴わない、衝動的で暴力を伴う、故意だが暴力を伴わない、故意で暴力を伴う、集団行為、継続的等）に応じて対応を検討する。

⑤重大事態（不登校、入院、ひきこもり、自殺企図、怪我等）につながらないようにするため、状況に応じて以下のような措置を講じる。

- 被害生徒の安全確保と不安解消。
- 加害生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察。
- 被害及び加害生徒の保護者の理解に基づく対応。
- 保護者会、学校経営協力者会議、学校サポートチーム会議等の開催及び支援の依頼。
- 地域住民による声かけ、見守り。
- 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応。
- 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の教育委員会への報告及び教育委員会からの支援。

（４）重大事態への対処

①教職員が「重大事態」の定義について確実に理解しておくとともに、教育委員会と校長の協議により迅速に重大事態発生判断を行い、教育委員会に報告する。ただし、被害生徒や保護者から「いじめにより重大事態が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告及び調査にあたる。

②重大事態と判断した場合、最悪の状況を回避し、迅速な問題解決及び再発防止のため、状況に応じて以下のような措置を講じる。なお、いじめに「重篤」や「軽微」の区別はなく、被害感情を最優先して対処し、被害生徒を全力で守る。

- 学校の組織的対応による被害生徒の安全確保と不安解消のための支援。
- 被害生徒の保護者への対応方針及び対応経過の説明。
- 外部人材や関係機関等と連携した支援。
- 適応指導教室等と連携した支援。
- いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導。
- 保護者（被害生徒・加害生徒）への説明や協力関係の構築。
- 教職員やＳＣ等による加害生徒の更生への支援。
- 別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習支援を行う。
- 警察や児童相談所等の関係機関と連携した加害生徒の更生への支援。
- 加害生徒への懲戒（校長の訓告）による指導、出席停止による他の生徒の安全確保。
- 保護者、ＰＴＡの協力体制による問題解決。
- 学校サポートチームを核とした地域全体による問題解決。
- スクールロイヤーからの助言による問題解決。
- 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザリースタッフ」からの助言による問題解決。
- いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告。
- 生徒の進学時に、進学先に適切な引継ぎ及び情報を共有する。

６ 学校いじめ対策委員会を支援する組織

いじめ防止等に関する措置を地域及び関係機関と連携して行うとともに、いじめが発生し、学校だけでは対応が困難であり、地域及び関係機関の支援が必要であると校長が判断した場合に召集する。

（１）ＣＳ学校経営協議会

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、都立小平南高等学校校長、ＰＴＡ会長、元ＰＴＡ会長、地域教育コーディネーター、主任児童委員、民生委員・児童委員、学園西町会役員、他地域協力者等で構成する。

（２）学校サポートチーム

ＣＳ学校経営協議会に、ＳＣ及びＳＳＷ、保護司、警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等、校長が必要と判断した関係機関を加えて構成する。